

UK Takeover Code の公開要件に関する武田薬品工業株式会社の株主様に対する通知

2018 年 3 月 28 日、武田薬品工業株式会社（以下、「当社」）は、当社の Shire plc（以下、「Shire」）に対する潜在的提案（以下、「本潜在的提案」）に関する公表を行いました。当社は、当社の株主様に対して、本潜在的提案に対して適用される一定の公開要件についてお知らせいたします。

当該公開要件は、英国の Takeover Panel が管理・公表している英国の City Code on Takeovers and Mergers の Rule 8 において規定されています。特に、Takeover Code の Rule 8.3 は、潜在的提案の当事者のいずれかの種類の関連証券について、1%以上の持分を有する者（間接的か直接的かを問わない）は、(a) Opening Position Disclosure をしなければならず、また、Offer Period 中に潜在的提案の当事者の関連証券を取引する場合は、(b) Dealing Disclosure を行わなければならない旨規定しています。当社の普通株式は、当該 Offer Period との関係で、関連証券に該当します。詳細は、本公表文の末尾に記載しております。

より詳細な Takeover Panel の公開規制は、<http://www.thetakeoverpanel.org.uk/disclosure> に開示されています。当社の株主様におかれましては、当該公開要件に関するご質問がございましたら、Takeover Panel の Market Surveillance Unit（市場監視部門）がご回答差し上げますので、+44 (0)20 7638 0129 までご連絡ください。

投資勧誘目的でないこと

本公表文は、有価証券の販売の申込み、勧誘、又は販売が違法とされ得るあるあらゆる法域において、いかなる有価証券の販売の申込み又は購入若しくは取得の勧誘を意図せず、これらを構成せず、また、いかなる有価証券の販売も構成しません。とりわけ、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録が行われるか又は当該登録要件の免除規定の要件に従うか若しくは当該登録が必要とされない取引において行う場合に限り、有価証券の申込みが認められています。発行される証券はいずれも、1993 年米国証券法 Section 3(a)(10)に従った適用可能な当該登録要件の免除規定に依拠して発行されることが企図されています。

Code における情報公開要件

Code の Rule 8.3(a)に基づき、対象会社又は株式の交換の提案者（その者による取引が全額現金取引である、もしくはその見込みが高いことを公表した提案者以外の提案者を指します。）のいずれかの種類の関連証券について、その 1%以上の持分を有する者は、Offer Period の開始後及びその後初めて株式の交換の提案者が特定された公表がなされた場合には当該公表後に、Opening Position Disclosure を行わなければなりません。Opening Position Disclosure には、対象会社及び株式の交換の提案者それぞれについて、保有する関連証券の持分、ショートポジション及び引受けの権利の詳細が含まれる必要があります。Rule 8.3(a)の対象となる者による Opening Position Disclosure は、Offer Period の開始から 10 営業日後の午後 3 時 30 分（ロンドン時間）及び（該当ある場合）その後初めて提案者が特定された公表がなされた場合には当該公表から 10 営業日後の午後 3 時 30 分（ロンドン時間）までに行う必要があります。Opening Position Disclosure 開示期限より前に対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券を取引する関係者は、代わりに Dealing Disclosure を実施する必要があります。

Code の Rule 8.3(b)に基づき、対象会社又は株式の交換の提案者のいずれかの種類の関連証券について、その 1%以上の持分を有し、又は有することとなる者は、対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券の取引をするときに、**Dealing Disclosure** を行わなければなりません。**Dealing Disclosure** には、関係する取引並びに対象会社及び株式の交換の提案者それぞれについて、保有する関連証券の持分、ショート・ポジション及び引受けの権利の詳細が含まれる必要がありますが、これらの詳細が Rule 8 に基づき既に開示されている場合には対象外となります。Rule 8.3(b)の対象となる者による **Dealing Disclosure** は、関連する取引を実施した翌営業日の午後 3 時 30 分（ロンドン時間）までに行う必要があります。

2 名以上の者が、対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券の持分を取得もしくは支配することに関する合意や約束（公式か非公式かを問わない）に従い共同行為を行う場合、それらの者は Rule 8.3 において 1 名の者とみなされます。

Opening Position Disclosure は対象会社及び提案者も、**Dealing Disclosure** は対象会社、提案者及びそれらの共同行為者もそれぞれ開示する義務があります（Rule 8.1、8.2 及び 8.4 参照）。

Opening Position Disclosure 及び **Dealing Disclosure** が必要となる関連証券を発行した対象会社及び提案者の詳細は、**Takeover Panel** のウェブサイト（www.thetakeoverpanel.org.uk）内の **Disclosure Table** 上で閲覧可能であり、**Disclosure Table** には、関連証券の発行済証券数、オファ一期間の開始日及び提案者が最初に特定された日に関する詳細も記載されています。**Opening Position Disclosure** 及び **Dealing Disclosure** を実施する必要があるかを確認する場合は、**Panel** の **Market Surveillance Unit**（市場監視部門、+44 (0)20 7638 0129）までご連絡ください。

ウェブサイトにおける公表

本公表文の写しについては、規制対象の法域に居住している者に関する一定の規制を条件として、当社のウェブサイト（<https://www.takeda.com>）に、2018 年 3 月 29 日の正午まで（ロンドン時間）に掲載されます。